

## 「昨今話題のヒアルロン酸の品質と安全性についての情報」(FAQ)

当協会に寄せられたおまご質問をQ&A方式にとりまとめました。  
規格基準の概略はこのホームページでも閲覧できますが、詳しくは、  
当協会発行の小冊子「ヒアルロン酸食品」をご参照ください。

**質問1** ヒアルロン酸の有用性表示については、どのように考えますか？

**→回答1** 現状では「いわゆる健康食品」についての有用性(機能性)が、薬事法等により表示できない状況にあり、ヒアルロン酸も同様であります。しかし、当協会では消費者に提供する価値がある食品である事を検証するために、当協会内の委員会で安全性と同じように有用性についての検討も行っております。

このような中、本年6月に、消費者庁公募の「食品の機能性評価モデル事業」を当協会が受託し、2012年3月末に報告書を提出する予定ですが、このモデル事業の中では、ヒアルロン酸についても機能性のエビデンス(科学的根拠)の調査研究が進められています。

**質問2** 1日の摂取目安量の根拠はどのように決められていますか？過量摂取による健康被害等の心配はありませんか？

**→回答2** 「JHFA マークの規格基準」ではヒアルロン酸はヒトの生体内にある成分の一つであること、動物による安全性試験成績(WHO 提唱の算出方法によるとヒアルロン酸のヒト1日摂取目安量(上限)は1750mg/日)、ヒト経口摂取試験成績(一日摂取量120mg-240mg、期間4-16週間)等を勘案し、ヒアルロン酸の一日摂取目安量(上限)を240mgとしました。ヒアルロン酸は生体内にある成分の一つであり、ヒト経口摂取試験成績および販売実績からも過量摂取による健康被害(有害事象)は少ないものと判断しています。

**質問3** 一日摂取目安量あたりのヒアルロン酸含有量が10mg以下の健康食品を多く見受けますが、摂取量として少なくありませんか？

**→回答3** 多くの健康補助食品は、一定の含有量以上を摂取することにより、初めて有用性(機能性)を発揮すると考えられています。

今後、有用性(機能性)表示が認められるようになると、一日摂取上限だけでなく、一日摂取下限量の目安が表示されるようになると思います。

**質問4** 健康食品の容器・包装に不相当と思われる表現が多くみられますが、何かよい対処法はありますか？

**→回答4** 当協会の会員企業は適正広告・適正表示に努めています。JHFAマークのついた健康補助食品は表示についての審査も行われておりますので安心です。

**質問5** ヒアルロン酸食品の原材料となるヒアルロン酸には微生物を利用したものがありますが、安全性は担保されていますか？

**→回答5** 当協会では、健康補助食品についての成分規格や含有量、安全性に関する基準(いわゆる規格基準)を定め、これに適合している製品にはJHFAマークを付けていただいております。ヒアルロン酸食品の規格基準では、最終の原材料にヒアルロン酸を産生する微生物の存在がないことはもちろん、大腸菌群などのその他の微生物も厳しくチェックすることになっています。JHFAマーク付の健康補助食品は、安心して使用いただけるものと考えております。

**質問6** 微生物を利用したヒアルロン酸の製造工程の管理やチェック体制はどのように取られていますか？

**→回答6** JHFA規格基準に基づく微生物由来のヒアルロン酸は、微生物培養後、「殺菌工程」、「菌体除去(活性炭処理、ろ過)」、次に「エタノールまたは含水エタノールを用い精製」、そして最後の「乾燥・粉末化」の各工程を経て調製されます。「回答5」にもありますように、安全性が確保されたものが、製品に使用されます。

現在、ヒアルロン酸をはじめとする62種類の食品群について、規格成分だけでなく、残留農薬、ヒ素、重金属、一般細菌数や大腸菌群なども分析した上、表示内容についても医学・栄養学の専門家から構成する「適否審査委員会」で厳しい審査をして、合格した製品にのみ「JHFAマーク」の表示を許可しています。

つまり、「JHFA マーク」は健康補助食品の安心、安全のマークともいえます。  
「JHFA マーク」の審査申請は、随時受け付けています。

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 健康食品部  
TEL (03)3268-3131 FAX (03)3268-3135  
e-mail : kenshoku@jhnfa.org

